

鹿屋市国民健康保険事業の **後編** 財政状況

先月号に引き続き、国民健康保険事業の財政状況について掲載します。

今月号は、国民健康保険税率等の改定内容についてお知らせします。

【問い合わせ】市健康保険課 ☎ 0994-31-1162

Point

1 国民健康保険税率等の改定内容

市の国民健康保険事業は、「高齢化の進展等による医療費の増大」、「地域経済状況の低迷などによる収納率の低下」などの要因により、厳しい財政運営が予想され、平成25年度も引き続き約4億円の収支不足が見込まれることから、そのうち約2億円の解消を目指し、国民健康保険税率等の改定を行いました。

平成24年度 (改定前)	区分	所得割	資産割	均等割	平等割
	医療分	7.10%	22.50%	22,900円	20,600円
	後期高齢者支援分	2.74%	8.51%	8,300円	7,500円
	介護分	1.46%	4.98%	6,500円	4,100円
	合計	11.30%	35.99%	37,700円	32,200円



平成25年度 (改定後)	区分	所得割	資産割	均等割	平等割
	医療分	7.50%	21.00%	22,900円	20,600円
	後期高齢者支援分	3.50%	7.00%	9,800円	8,200円
	介護分	2.50%	5.00%	8,700円	5,500円
	合計	13.50%	33.00%	41,400円	34,300円

課税項目説明

- 所得割＝世帯の国保加入者全員の前年中の所得から（個人ごとに）基礎控除額を差し引いた額に率を乗じます。
- 資産割＝世帯の国保加入者が所有する土地、家屋の固定資産税額（都市計画税を除く）に率を乗じます。
- 均等割＝世帯の国保加入者全員に課税される一人当たりの金額
- 平等割＝国保加入世帯に課税される一世帯当たりの金額

保険税の増額について（モデルケースでの税額の比較）

世帯員の所得や世帯人数によって税額は異なりますが、下記のモデルケースで、平成24年度と平成25年度の保険税を比較した場合、

モデルA：夫45歳（営業所得200万円）妻43歳（所得0円）子ども2人（学生）の4人世帯
固定資産税5万円

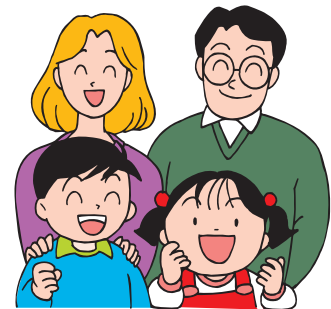
モデルB：63歳 年金収入80万円の単身世帯

〈モデルケースでの税額比較表〉

モデル	平成24年度税額	平成25年度税額	増額	増加率
A	376,600円	424,300円	47,700円	12.7%
B	20,800円	22,600円	1,800円	8.7%

モデルA：47,700円、モデルB：1,800円の増額となります。

また、税額の増加率は、モデルA：12.7%、モデルB：8.7%ですが、今回の税率等の改定で、一世帯当たり平均で9.7%増加する見込みです。



Point

2 コンビニエンスストアで国民健康保険税が支払えます

市では国民健康保険税の納付場所と納付機会の拡充を図るため、平成25年4月よりコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。（ただし、平成25年4月以降に発行された納付書で、バーコードが印刷されているものに限り。）